

平成18年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）								
招集年月日	平成18年9月8日							
招集の場所	太良町議会議場							
開閉会日時 及び宣告	開会	平成18年9月8日 9時30分			議長	坂口久信		
	散会	平成18年9月8日 10時07分			議長	坂口久信		
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名		出席等 の別	議席 番号	氏名		出席等 の別
	1番	見陣泰幸		出	9番	竹下武幸		出
	2番	坂口祐樹		出	10番	田口靖		出
	3番	浜崎敏彦		出	11番	岩島好		出
	4番	坂口久信		出	12番	山口光章		出
	5番	久保繁幸		出	13番	下平力人		出
	6番	吉田俊章		出	14番	木下繁義		出
	7番	恵崎良司		出	15番	田崎誓		出
	8番	末次利男		出	16番	中溝忠喜		出
会議録署名議員	11番	岩島好		12番	山口光章		13番	下平力人
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太			(書記) 大岡寿憲				
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	百武豊		税務課長	桑原達彦			
	助役	木下慶猛		農林水産課長	高田由夫			
	収入役	矢壁稔		土地改良課長	永渕孝幸			
	教育長	陣内碩泰		建設課長	岩島正昭			
	総務課長	岡靖則		収入役室長	坂本豊			
	企画商工課長	佐藤慎一		支所長	新宮義晃			
	財政課長	大串君義		農業委員会事務局長	中島末博			
	町民福祉課長	新宮善一郎		教育委員会次長	川瀬勝芳			
	健康増進課長	江口司		公民館長	寺田恵子			
環境水道課長	土井秀文		太良病院事務長	毎原哲也				
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

平成18年9月8日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 議案一括上程
町長提案 議案第61号～議案第82号
町長の提案理由の説明

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

平成18年9月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には、公私とも大変御多用中の中、全員御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成18年第4回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として11番岩島君、12番山口君、13番下平君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る9月5日の議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月19日までの12日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月19日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について。

議長より報告をいたします。

会議規則第115条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集5ページの報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第115条の規定により、お手元に配付しております議案集6ページの案件のとおり派遣いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、案どおり派遣することに決定いたしました。

日程第5 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案の上程。

町長提案の議案第61号から議案第82号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（百武 豊君）

皆さんおはようございます。平成18年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、議案第61号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

議案第61号及び議案第62号は、太良町情報公開条例、並びに太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、指定管理者制度導入に伴う、指定管理者に係る情報公開の努力義務と、保有する個人情報の安全確保の義務づけを定めるものであります。

次に、議案第63号は、太良町総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、太良町総合福祉保健センターにおいて、指定管理者制度の導入に対応できるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号は、太良町火葬場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、指定管理者制度導入に伴い条例を制定するものであります。

次に、議案第65号は、太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律、これが平成18年6月21日に公布されたことに伴う改正であります。

今回の医療制度改革は、急速な少子・高齢化の進展の中、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものにするため、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保するため、平成18年10月1日以降から適用される規定についての改正であります。

改正の内容としては、1点目が、被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、従来300千円でありましたのを350千円に引き上げるものであります。

2点目が、70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得の者の自己負担割合が2割から3割に引き上げられることに伴う所要の改正をするものであります。

次に、議案第66号は、町立太良病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険法が4月1日から改正をされ、この中で新たに予防に重点を置いた予防給付事業が創設されましたが、当病院の現在実施している介護保険事業が、この事業に該当することとなったので、今回改正を行うものであります。

次に、議案第67号は、太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防組織法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号は、平成17年度町立太良病院事業会計決算の認定についてであります。

平成17年度の決算の概要については、決算書の1ページをごらんください。

決算書の1ページ、まず収入については、第1款・病院事業収益が634,455,453円、第2款・訪問看護ステーション事業収益が16,701,565円で、収入合計651,157,018円となっております。

次に、支出については、第1款が病院事業費用が678,114,865円、第2款・訪問看護ステーションの事業費用が12,167,531円で、支出のトータルが690,282,396円となっており、差し引き39,125,378円の赤字決算と相なりました。

次に、資本的収入及び支出であります。決算書の2ページをごらんください。

まず、支出の方から申し上げます。

第1項・建設改良費では、固定資産の購入費として、CT装置、機械浴槽等、新病院の開

設を前提とした機器の購入に267,034,922円を執行いたしております。

新病院の建設関係においては、病院本体工事に1,422,444,600円を、また、医師住宅の外構工事に9,838,500円を、さらに、病院本体の外構工事1工区に46,308,150円を執行いたしております。

次に、第2項、企業債償還金として1,329,347円を支払っております。

これらに対する財源といたしまして、企業債で1,356,000千円、一般会計からの出資金337,569千円、国庫の補助金58,443千円、病院の自己財源として45,323,673円を充当いたしました。

次に、議案第69号は、平成17年度太良町水道事業会計決算の認定についてであります。

平成17年度の決算の概要につきましては、1ページをごらんください。

事業収益51,821,453円、事業費45,076,635円であります。当年度の純利益は6,259,955円であります。

資本的収入、支出については2ページをごらんください。

2ページの資本的収入13,100円、資本的支出16,220,581円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額16,207,481円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分額で補てんをいたしております。

次に、議案第70号は、平成17年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成17年度の決算状況につきましては、決算書にそれぞれ詳しく記載をいたしておりますけれども、まず、決算書の199ページをごらんください。

199ページ、実質収支に関する調書、これの平成17年度の歳入歳出決算額は、歳入総額5,037,502千円、歳出の総額は4,946,585千円、歳入歳出差し引き額90,917千円となっております。

この差し引き額につきましては、財政調整基金積立金に50,000千円、残りを翌年度繰越金として40,917千円財政措置をいたしております。

次に、財産関係について説明をいたします。299ページをごらんください。

平成17年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,254万8,225平方メートル、建物の延べ面積は5万5,830平方メートル、うち木造が5,066平方メートル、非木造が5万764平方メートルとなっております。

出資金につきましては、301ページをごらんください。

301ページ、平成17年度末の出資による権利の現在高は90,295千円となっております。

有価証券につきましては、平成17年度末で50千円となっております。

物品につきましては、302ページから307ページにそれぞれ記載をしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

基金につきましては、308ページをごらんください。

308ページ、平成17年度末の基金積立金の状況は、一般会計で3,659,581千円、特別会計では、国民健康保険給付基金が131,720千円、山林育成基金が312,197千円、簡易水道事業基金が38,331千円、一般会計と特別会計のトータルでは4,141,829千円となっております。

また、定額運用基金の運用状況につきましては309ページに記載をしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、今後とも自主的で主体的な活力のある町づくりを目指し、財政計画を十分に見据え、財源の重点的、効率的な配分により、経常経費の節減を図り、健全で節度のある財政運営に努力してまいりたいと考えております。

次に、議案第71号は、平成17年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成17年度の決算の概要につきましては、決算書の216ページをごらんください。

決算書の216ページ、歳入総額1,403,697千円、歳出総額1,384,052千円、歳入歳出差し引き額は19,645千円となっております。この差し引き額につきましては、全額翌年度へ繰越金として財政措置をいたしております。

では次に、議案第72号であります。平成17年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成17年度の決算の概要につきましては、決算書の251ページをごらんください。

決算書の251ページです。歳入総額1,534,334千円、歳出総額1,457,336千円、歳入歳出差し引き額76,998千円となっております。この差し引き額につきましては、基金積立金に38,500千円を、残りを翌年度繰越金として38,498千円を財政措置いたしております。

次に、議案第73号は、平成17年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成17年度の決算の概要につきましては、決算書の266ページをごらんください。

歳入総額25,917千円、歳出の総額23,895千円、歳入歳出差し引き額2,022千円となっております。この差し引き額につきましては、全額翌年度への繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第74号であります。平成17年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成17年度の決算の概要につきましては、決算書の283ページをごらんください。

歳入総額119,631千円、歳出の総額は104,704千円、差し引き額14,927千円となっております。この差額については、基金積立金に7,400千円、残りを翌年度繰越金として7,527千円財政措置をいたしております。

次に、議案第75号は、平成17年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成17年度決算の概要につきましては、決算書の298ページをごらんください。

298ページ、歳入総額48,624千円、歳出の総額45,070千円、歳入歳出差し引き額3,554千円については、全額翌年度へ繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第76号であります。議案第76号は、平成18年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

平成18年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,534,832千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出の主なものから説明をいたします。

まず、予算書の15ページをごらんください。

15ページの電子計算費の委託料3,026千円は、障害者自立支援法の改正等に伴う電算システムの改修委託料であります。

次は、16ページをごらんください。

16ページの老人福祉総務費の社会福祉法人等の利用者負担軽減措置費補助金1,415千円は、特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、これらの利用者負担の一部を改正するための費用であります。

心身障害者福祉総務費の障害者社会参加推進事業費補助金400千円は、障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用の一部を助成するための費用であります。

18ページをごらんください。

18ページの病院費の繰越金1,500千円は、町立太良病院のリハビリテーション用の電気治療器購入費の一部を繰り出すものであります。

次のページ、特産地づくり推進費の魅力あるさが園芸農業確立対策事業費補助金21,327千円は、省力化を目指したミカン園の園内道路整備等に対する補助金であります。

畜産業費のさが畜産自給力強化対策事業費補助金3,005千円は、自給飼料増産対策事業、肥育素牛生産拡大事業の各事業費に対する補助金を追加補正いたしております。

次のページ、消防施設費の消防施設整備費補助金3,215千円は、中山区、大町区の防火水槽新設に係る補助金の追加補正であります。

次のページをごらんください。

次のページの文化財保護費の民芸保存事業費補助金612千円は、竹崎地区の鬼祭り衣装や川原地区の大太鼓、祭り衣装の購入費補助金を追加補正いたしております。

次のページになります。

農地等災害復旧費25,143千円は、4月の豪雨及び7月の梅雨前線豪雨等による農地21カ所、施設4カ所の工事費等を補正いたしております。

次のページであります。

道路橋梁等補助災害復旧費の4,000千円も、4月の豪雨による道路2カ所が被災をいたしましたので、所要の補正をいたしております。

公債費の利子1,307千円の追加補正は、平成17年度起債借り入れに対する利子の確定による補正によるものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明をいたします。11ページをごらんください。

歳入の11ページであります。分担金の1,189千円、国庫負担金2,662千円、国庫補助金247千円、次のページの県補助金42,035千円、県委託金13千円、さらに、14ページの町債4,200千円の各歳入は、今回計上いたしました各事業の歳出補正額の特定財源として充当いたしております。

13ページをごらんください。

普通財産売払収入14,012千円、特別会計繰入金56,465千円、次のページで、繰越金の5,917千円、過年度収入6,353千円は、歳出補正額の一般財源として計上いたしております。

なお、13ページの財政調整基金繰入金と減債基金繰入金では、繰入金の減債を行い、財源の調整を行っております。

次に、議案第77号は、平成18年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入について御説明をいたします。6ページをごらんください。

6ページの支払基金交付金の医療費交付金9,742千円及び審査支払手数料交付金487千円、国庫負担金の医療費負担金22,045千円、県負担金の医療費負担金449千円は、それぞれ過年度分精算に伴う追加補正であります。

一般会計繰入金519千円は、一般管理費338千円と償還金181千円の追加による補正であります。

次に、7ページをごらんください。

7ページの繰越金19,644千円の追加補正は、前年度の決算剰余金による繰越金の補正であります。

次に、歳出は8ページをごらんください。

8ページの総務管理費の一般管理費338千円は、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の設立に伴う経費及び第三者行為求償事務共同処理業務負担金であります。

償還金の181千円は、過年度分精算による返納額の追加補正であります。

一般会計繰越金52,363千円は、前年度決算に伴う剰余金及び支払基金医療費交付金等過年

度分精算を一般会計繰出金として追加補正をいたしております。

次に、議案第78号は、平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は主に、歳出の老人保健医療費拠出金の減額と共同事業拠出金の中で新たに創設された保険財政共同安定化事業拠出金の追加によるものであります。

歳入について説明をいたします。9ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費負担金のうち、老人保健医療費拠出金10,287千円の減額は、歳出事業費が30,255千円減額されたことに伴うものであります。

高額医療費共同事業費国庫負担金1,172千円の追加補正は、歳出事業費が4,689千円増額されたことに伴うものであります。

国庫補助金の財政調整交付金2,748千円の減額については、老人保健医療費拠出金30,255千円、介護納付金286千円の歳出事業費の減額に伴うものであります。

療養給付費交付金は、過年度分精算に伴う1,963千円の追加補正であります。

次に、10ページをごらんください。

県負担金の高額医療費共同事業費県負担金1,172千円の追加補正は、歳出事業費が4,689千円の増額に伴うものであります。

県補助金の財政調整交付金1,833千円の減額補正は、老人保健医療費拠出金・介護納付金の歳出事業費の減額に伴うものであります。

共同事業交付金の高額医療費交付金2,345千円は、歳出事業費の増額によるもの、また、新たに創設された保険財政共同安定化事業交付金123,335千円は、300千円以上800千円未満の医療費を対象にした交付金の追加補正であります。

繰越金28,498千円の追加は、前年度の決算剰余金による繰越金の補正であります。

歳出は、13ページをごらんください。

歳出の13ページ、老人保健医療費拠出金は、対象事業費の確定に伴い30,255千円の減額補正であります。

次に、14ページであります。

共同事業拠出金の共同事業医療費拠出金は、対象事業費枠の変更に伴い4,689千円の追加補正であります。

保険財政共同安定化事業拠出金は、平成18年10月から始まる新規事業で123,335千円の追加補正であります。

予備費について45,560千円を追加予算措置いたしております。

次に、議案第79号であります。平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入から説明をいたします。

6 ページの繰越金1,722千円の追加増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

歳出は7 ページをごらんください。

歳出の7 ページ、総務費の731千円の増額補正は、山林運営委員の報酬20千円、並びに森林国営保険追加加入の保険料711千円であります。

積立金700千円及び予備費の291千円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、議案第80号であります。平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正の主なものは、5 ページの医業費用、並びに6 ページの居宅介護支援事業費用、並びに7 ページの通所リハビリテーション事業費用の各給与費、手当等の増額補正であります。

時間外勤務手当の追加補正については、新病院に移動した後の各部門の業務調整に当初見込んでいた以上の時間がかかったこと等の理由によるものであります。

この財源といたしましては、予備費を充当いたしております。

次は、10ページであります。

10ページの建設改良費、固定資産購入費3,150千円の増額補正は、整形外科の患者が当初計画より大幅に増加しているため、リハビリテーションに電気治療器を1台追加購入するための補正であります。

この財源といたしましては、一般会計の出資金1,500千円と病院留保資金1,650千円を充当いたしております。

次に、議案第81号は、平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回は、前年度繰越金4,975千円の補正と繰越金を財源とした建設改良増設費と予備費の補正をいたしております。

次に、議案第82号は、平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、17年度消費税及び地方消費税の納入額分の380千円の補正と前年度繰越金3,554千円を一般会計へ繰り出すための予算措置であります。

以上であります。よろしく御審議お願いしたいと思います。

終わります。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れ

さまでした。

午前10時7分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 岩 島 好

署名議員 山 口 光 章

署名議員 下 平 力 人